

Q30. 整理解雇が有効となるかどうかを判断する際に検討する事項は、どのようなものですか？

整理解雇が有効となるかどうかを判断する際に検討する事項は、以下のとおりです。

① 就業規則の解雇事由に該当するか

就業規則がない場合に民法 627 条により整理解雇できるのは、狭義の普通解雇と同様です。

② 解雇権濫用（労契法 16 条）に当たらないか

③ 解雇予告義務（労基法 20 条）を遵守しているか

④ 解雇が制限されている場合に該当しないか

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎